平成２３年（フ）第４８号
岐阜県多治見市笠原町878番地３　水野松男方、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字要善41番地１
債務者　山本　　臣
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０８０号
大阪府藤井寺市小山５丁目４番47号
債務者　瀧本　　智
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
堺市東区丈六360番地15
債務者　渡邉　孝生
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
大阪府大阪狭山市大野西840番地の８
債務者　南山　明範
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅27棟502号
債務者　平野　義信
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
堺市南区三原台１丁５番８号
債務者　Ｈｉｐｐｏこと　小林　伸輔
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
大阪府羽曳野市翠鳥園７番12号
債務者　矢奥　紀子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
大阪府高石市西取石７丁目10番36号
債務者　西川　善治
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
愛知県高浜市神明町２丁目２番地36　ドミール神明Ｂ―203
債務者　筒井　英昭
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
愛知県刈谷市半城土町荒井畑95番地　県営半城土住宅108号、住民票上の住所愛知県碧南市金山町２丁目１番地５　レオパレスへきなん金山103号室
債務者　江坂　正男
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
北海道旭川市豊岡２条９丁目４番10号
債務者　杉森　恒夫
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０号
北海道旭川市永山７条14丁目７番17号　ヤマザキアパート７．14　１階５号室
債務者　金清　彰範
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０号
北海道旭川市亀吉３条１丁目３番15号　ルミネ亀吉201
債務者　木村　彩子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５号
沖縄県宜野湾市赤道２丁目13番７号　丸真アパート２―Ｇ
債務者　多田　優子
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６４号
沖縄県うるま市字高江洲189番地
債務者　吉里加代子（旧姓城間）
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７９号
沖縄県沖縄市美里６丁目３番１号　丸高アパート305号
債務者　高江洲　茜（旧姓桑江）
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部